

## 議員提案第2号

介護・障害分野における報酬単価、子ども・子育て支援制度における公定価格及び川口市職員の地域手当にかかる「地域区分」等の見直しに関する意見書

介護・障害分野における報酬単価及び子ども・子育て支援制度における公定価格の「地域区分」については、国として統一かつ客観的ルールの実現の必要性や、他の社会保障制度との整合性などの観点から、地域ごとの民間の給与水準を反映させている国家公務員の地域手当の支給割合にかかる級地指定に準拠した8つの「地域区分」（1級地：国基準20%、2級地：国基準16%、3級地：国基準15%、4級地：国基準12%、5級地：国基準10%、6級地：国基準6%、7級地：国基準3%、級地指定なし：その他地域（0%））に区分されている。

このうち、本市と隣接する東京都足立区等は、「1級地：国基準20%」の地域区分に指定され、同じく隣接するさいたま市は、「3級地：国基準15%」の地域区分に指定されている一方、本市は、「6級地：国基準6%」の地域区分に指定されている。

本市は、東京都特別区とさいたま市の中間地点に位置し、生活圏を共有しているため、これらの地域との地域区分等の大きな隔たりは人材の流出に繋がり、各分野における専門性の高い人材確保や新たなサービスの基盤整備等に深刻な影響を与えている。

このような本市の実情を踏まえ、地域区分の特例及び級地指定の見直しを、以下強く要望する。

### 記

- 1 介護・障害分野における報酬単価については、3年に一度の改定期にあたる令和6年度の報酬改定に地域区分の特例の拡大など必要な措置を講ずること
- 2 子ども・子育て支援制度における公定価格については、保育所等が安定した人材確保や事業所運営を行うため、隣接地である東京都特別区及びさいたま市の地域区分を踏まえた支給基準の見直しを早急に行うこと
- 3 人材確保や市民サービスの向上のため、本市職員の地域手当にかかる級地指定の見直しを早急に行うこと

以上、地方自治法第99条の規定にもとづき、意見書を提出する。

令和5年6月29日

川口市議会議長

衆議院議長  
参議院議長  
内閣総理大臣  
総務大臣 様  
厚生労働大臣  
こども家庭庁長官  
人事院総裁